労使のトラブル　無料で解決
Trouble between labor and management ?　We'll solve it for free !

北海道

北海道労働委員会月報

２０２４年　６月号　No. 725

左から、「レオン社長」、元気な労働者「リンさん」、道労委広報部長の「ねーさん」

主　な　内　容

○ 随　想
「引越しの達人？」
労働者委員　砂　長　　勉
○ 個　別　事　件
○ 個別的労使紛争のあっせん（PR）

随 想

「引越しの達人？」

北海道労働委員会
労働者委員　砂　長　　勉

皆さんは今まで何回引越ししましたか？
大学入学、就職活動、親元を離れてはじめての一人暮らし、同棲・結婚……人生の転機には引越しをする機会が多いです。多くの人は人生で何回ぐらい引越しをするものなのか、気になるところです。

『第8回人口移動調査』によると、生涯の引越し回数には個人差がありますが、54歳までの平均引越し回数は4.23回。一生において、およそ4回の引越しをする人が多いそうです。

年齢的に見ると30～34歳が最も引越しをしている時期で、この世代には「５年前と現住所が異なる」人が約半数いるそうです。つまり５年以内に1回以上引越した人は、調査対象者の半分に当たるということになります。

30～34歳は人生が大きく動くタイミングと言われています。仕事上では新しい職場を求めて転職することもあるでしょうし、転勤を命じられることもあると思います。結婚や離婚、子どもが生まれたことなど住環境が大きく変わる時期でもあります。ライフステージの変化で引越す人がとても多いのがこの年代のようです。

さらに子供が巣立ち、定年退職を目前にした50～54歳は引越しの最後のピークだそうです。ここを過ぎると多くの人が現住所を終の棲家にしようと決め、引越す必要性を感じなくなるようです。

では、私はどうでしょうか？

① 大学入学：埼玉県東松山市で１年
② １年間の寮生活を経て民間アパートで３年
③ 就職：岩手県盛岡市で３か月
④ 転勤：青森県弘前市で１か月
⑤ 転勤：岩手県一関市で１年
⑥ 転勤：山形県米沢市で１年
⑦ 転勤：北海道函館市で3年
⑧ 転勤：北海道札幌市で２年６か月
⑨ 組合専従になり愛知県名古屋市で１年（32歳）
⑩ 結婚して名古屋市内で引越しし2年６か月
⑪ 上部団体へ出向し神奈川県川崎市で6年
⑫ 転勤：栃木県宇都宮市で4年
⑬ 転勤：福岡県福岡市で5年
⑭ 転勤：宮崎県宮崎市で3年（50歳）
⑮ 転勤：千葉県千葉市で2年
⑯ 転勤：新潟県新潟市で３年
⑰ 転勤：北海道札幌市で現在2年６か月

数えてみると計17回の引越しを経験している。23歳で就職してから今年で38年。単純計算で1か所に2.2年しか住んでないことになる。

これだけ引越しをしていると引越しありきの生活になっている。例えば、無駄に物を増やさない、大きな買い物はできる限りしないとか、電化製品等は必ず箱を取っておくとか。
とにかく梱包できる、片付けられる、しまうことができる、これが基本となっている。

さて、引越しの苦労は、①家探し②業者手配③梱包④搬出搬入⑤各種手続きの5点ではないでしょうか。

引越しの達人？として、今回は（次回があるかわかりませんが）、①家探しについて、お話して終わりたいと思ってます。

＜家探し＞

家探しは、引越しの第一歩です。
転勤が決まると現地へ家探しに行くのですが、以前は、まず不動産屋を探さないといけませんでした。希望する駅周辺の不動産屋を探して、飛び込みで物件を見るということをしていましたが、今はUAゼンセンとして「借上社宅物件検索システム」に登録をしているので、事前に家賃・間取り・場所等々希望内容を登録すれば、

現地不動産屋より物件の連絡が来るという方法に代わり大変便利になりました。
＜内覧＞
　便利になったとはいえ、内覧は必要です。
内覧には、筆記用具・メモ用紙・メジャー・間取り図のコピーを必ず持っていきます。
　それと大切なのは、現在使用している家具や電化製品、カーテンのサイズをメモしておくことです。
＜写真を撮る＞
　もちろんスマホで写真も撮ります。
内覧では細部までチェックするので、すべてを記憶するのは困難です。特に１日に複数の物件を見る場合も多くありますので、確実に記録します。
＜道幅チェック＞
　物件の前の道幅も必ず測ります。トラックが入るのかどうかの確認が必要です。
＜部屋のサイズを確認＞
　部屋や窓のサイズや柱の位置を測り、家具が置けるか確認することも大切です。京間（西日本）と江戸間（東日本）の違いにも注意が必要です。忘れがちなのは、荷物を入れることを考えて玄関や扉の幅や高さを測ることです。
＜細部の確認＞
　そして、部屋の細かい部分の確認も必要です。照明器具の有無・コンセントの数と位置・テレビアンテナの場所と端子・電話のモジュラージャックの位置・エアコンの有無と設置場所（露出配管か隠蔽配管か）・ガスコンロ（都市ガスかLPガスか）の種類・防音性・日当たり・収納の有無や広さ・洗濯機置き場の場所とサイズ等々。後々確認する事ができない内容です。
＜歩いて周辺環境の確認＞
　最後に、周辺環境です。
駅までの時間・コンビニや商業施設の確認・病院や銀行の場所等々。個人的には、床屋とクリーニング店に毎回苦労しています。どちらも近いに越したことはありません。
　また、昼と夜では雰囲気がガラリと変わる町もありますので、夕方以降に周辺を歩いて、騒音や生活音・街灯の明るさ・街の様子等も確認も必要です。
　建物の見た目や立地、家賃だけで決めてしまい引越しの際に取り返しのつかないことにならないように、毎回十分な準備をして内覧に臨んでいます。
　北海道での生活も２年半たちました。居住年数の平均からするとそろそろ引越し（転勤）のタイミングです。定年までにあと何回引越し（転勤）することになるのだろうか？
もうゆっくりしたい。

個　別　事　件

令和６年５月に当委員会において取り扱った「個別的労使紛争のあっせん」関係の業務は、次のとおりである。

１　あっせん申請に係る事前相談・聴取件数

	相談・聴取の総件数
１～４月	113
５月	18
計	131

２　あっせん申請及び終結状況

	前月繰越	新規件数	取扱件数	終結件数	終結区分					翌月繰越
					解　決	打切り（＊）		取下げ	不開始	
						あっせん	不応諾			
１～４月	3	16	19	10	6	1	1	2	0	9
５月	9	1	10	4	1	1	1	1	0	6
計	－	17	20	14	7	2	2	3	0	－

＊「１～４月」欄のうち「前月繰越」欄の件数は、前年からの繰越件数である。
＊「打切り」には、あっせんを行ったが合意に至らないなど解決の見込みがないと判断して打切りになった「あっせん」と、被申請者があっせんへの参加を応諾せず打切りになった「不応諾」がある。
＊「取扱件数」欄の「計」は、前年からの繰越件数に「新規件数」欄の「計」を加えたものである。

３　あっせん事項内容別件数

あっせん事項内容	１～４月	５月	計
経営又は人事	11	1	12
解雇	（５）		（５）
①整理解雇			
②普通解雇			
③退職強要	［１］		［１］
④契約更新拒否、雇止め	［４］		［４］
配置転換、出向・転籍	（２）		（２）
復職			
懲戒処分			
①懲戒解雇			
②①以外の懲戒処分			
退職	（４）	（１）	（５）
勤務延長、再雇用			
その他経営又は人事			
賃金等	9		9
賃金未払	（５）		（５）
賃金増額			
賃金減額			
一時金	（１）		（１）
退職一時金	（１）		（１）
解雇手当			
休業手当			
諸手当	（２）		（２）
その他賃金			
年金（企業年金・厚生年金等）			
労働条件等	1		1
労働契約			
労働時間			
休日・休暇			
年次有給休暇			
育児休業・介護休業			
時間外労働			
安全・衛生			
福利厚生制度			
社会保険	（１）		（１）
労働保険			
その他の労働条件等			
職場の人間関係	2	1	3
セクハラ			
パワハラ・嫌がらせ	（２）	（１）	（３）
その他	11		11
合　計	34	2	36

（注）本表は個々の事件のあっせん事項を内容ごとに細分したものを示しており、必ずしも事件数とは一致しない。
（ ）はあっせん事項内容の内数。また、［ ］は（ ）の内数である。

労働者個人と使用者の労働紛争解決のお手伝い！

≪個別的労使紛争のあっせん≫

北海道労働委員会では、労働問題に詳しい経験豊かな「あっせん員」が、当事者双方からお話をうかがい、問題点を整理した上で助言等を行い、歩み寄りによる解決を図る「あっせん」を行っています。

☆ 申請は簡単・費用は**無料**！
☆ 遠隔地は現地に出向きます！
☆ **秘密厳守！**
☆ 迅速に対応します！
（申請受付から1ヶ月程度での解決を目指します）

労働者

こんなことでお困りのときは、ご利用ください

■解雇通告されたが、理由等に納得できない。
■残業しているのに、会社から時間外手当が支払われない。
■職場でセクハラ・パワハラを受けており、会社に改善を申し入れたが、対策を講じてくれない。

■従業員に配置命令を出したが、 理由無く拒否されている。
■会社に責任のない理由で休職した従業員から、休業補償を求められている。
■退職勧奨の条件について、従業員と折り合いがつかない。

使用者

労働問題に関するご相談は

労働相談ホットライン ☎ 0120-81-6105

※社会保険労務士が対応します。

電話受付時間：月～金曜日　午後5時～午後8時
土曜日　午後1時～午後4時　（祝日、年末年始を除く。）

あっせん制度のご利用、ご相談、お問い合わせは

北海道労働委員会事務局（調整課個別対策グループ）

☎ 011-204-5667（直通）

受付時間：月～金曜日　午前8時45分～午後5時30分（祝日、年末年始を除く。）
住　　所：札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館10階
ホームページ：https://www.pref.hokkaido.lg.jp/rd/sms/index.html

※来庁希望の方は事前に連絡願います。

北海道労働委員会　案内図

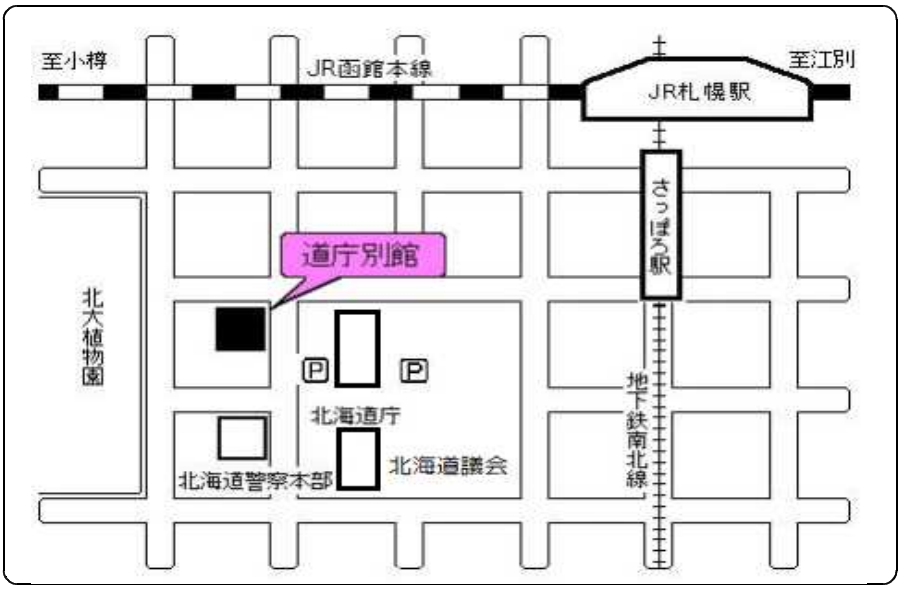

○所在地　　札幌市中央区北３条西７丁目（道庁別館10階）

○電　話　　総務審査課　総括グループ　**011-204-5662**

　　審査グループ　**011-204-5664**

　　調整課　調整グループ　**011-204-5666**

　　個別対策グループ　**011-204-5667**

○最寄駅

・ＪＲ札幌駅　西コンコース南口から徒歩約９分

・地下鉄南北線さっぽろ駅　１０番出口から徒歩約５分

○駐車場

収容台数に限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

北海道労働委員会月報

２０２４年６月号　No.725

発　　行　　令和６年（2024年）６月１７日

編集・発行　　北海道労働委員会事務局総務審査課

〒060-8588　札幌市中央区北３条西７丁目

電　　話　　011-204-5662（総括グループ）

ＦＡＸ　　011-232-1057

ＵＲＬ　https://www.pref.hokkaido.lg.jp/rd/sms/index.html

Ｅ-ｍａｉｌ　　douroi.somu2@pref.hokkaido.lg.jp